

議案第51号

新居浜市特定用途制限地域における畜舎等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定用途制限地域における畜舎等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特定用途制限地域における畜舎等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市特定用途制限地域における畜舎等の用途の制限に関する条例（令和4年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「当該」を「一の敷地内に当該」に改め、同条第1号中「床面積の合計が1,500平方メートルを超える」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 畜舎等（畜産業用車庫の用途に供する部分を除く。）の床面積が1,500平方メートルを超える畜舎等

イ 畜産業用車庫の用途に供する部分（畜舎等に附属する畜産業用車庫の用途に供する部分を除く。）の床面積が300平方メートルを超える畜舎等

ウ 畜舎等に附属する畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積が当該敷地内にある畜舎等（畜産業用車庫の用途に供する部分を除く。）の床面積を超える畜舎等

第5条第2号中「床面積の合計が3,000平方メートルを超える」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 畜舎等（畜産業用車庫の用途に供する部分を除く。）の床面積が3,000平方メートルを超える畜舎等

イ 前号イ又はウに掲げる畜舎等

第5条に次の1項を加える。

2 一の敷地内に2以上の畜舎等がある場合における前項の規定の適用については、同項中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴い、特定用途制限地域内における畜産業用車庫の用途の制限に係る事項を追加するため、本案を提出する。